



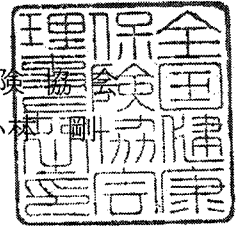
平成27年5月7日

厚生労働省  
医政局長 二川 一男 殿

健康保険組合連合会  
副会長・専務理事 白川



全国健康保険協会  
理事長 小林



### 医療提供体制改革に関する要請

先般、地域医療構想策定ガイドラインが取りまとめられたことを受け、都道府県は、医療計画の一部として将来目指すべき姿を示す地域医療構想の策定を開始することとなりました。

地域医療構想の策定や実行にあたっては、都道府県医療審議会や保険者協議会からの意見聴取や新たに設置される地域医療構想調整会議への参画など保険者も重要な場面に関与することとなります。

地域医療構想の策定に向けて、保険者が役割を十分に発揮できるよう、今後、都道府県知事あてに発出される通知等では、都道府県が以下の対応を図ることが示されるよう要請いたします。

- 地域医療構想の策定に当たっては、現状維持を前提とするのではなく、将来のあるべき姿について議論をすること
- 地域医療構想調整会議の参加者の選定については、ガイドラインに示されているよう公平性・公正性に留意すること
- 各地域医療構想調整会議の参加者については幅広い関係者の参加を求めるとし、保険者委員については複数名とした上で、被用者保険の代表として、原則、健保組合、協会けんぽの各1名を参画させること
- 地域医療構想策定段階において、既存の会議体を活用する場合も同様の措置を講ずること
- 地域医療構想策定のために収集されたデータおよび医療需要や医療供給などの推計について速やかに保険者協議会にも提示すること
- 医療計画（地域医療構想含む）に関する保険者協議会の意見に対しては、明確な回答を文書にて行うこと

○全ての都道府県医療審議会に保険者代表が委員として参画できるよう参画機会を  
拡大することと併せ、委員構成の是正を行うこと

また、厚生労働省におかれては、医療法施行令を改正し、医療保険者が都道府県医療審議会の委員として例示されるようご配慮をお願いいたします。

より実効性のある地域医療構想を策定するには、こうした対応を図った上で、医療提供者、保険者、学識経験者および医療受療者など立場を異とする関係者が連携を図りつつ、議論を重ねることの意義を鑑み、お取り諮りいただきますようお願いいたします。